

平成 29 年度第 1 回小田原市みどりの審議会 議事概要

1. 日 時 平成 29 年 7 月 18 日 (火) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 30 分まで
2. 場 所 小田原市役所 6 階 602 会議室
3. 出席者 <委員> 輿水 肇 (会長)
土屋 志郎 (副会長)
高橋 亜希子
奥津 美明
相原 恵美子
<市> 鶴田部長
みどり公園課 今井課長 金子担当課長
田中副課長 田島係長 湯山係長
山崎係長 木村主査
4. 議事 (1) 小田原市緑の基本計画の施策の進捗状況について (報告)
(2) わんぱくらんどリニューアル事業について (審議)
(3) 上府中公園運動施設への広告物設置について (審議)
(4) その他
5. 議事概要

(1) 「小田原市緑の基本計画の施策の進捗状況」に対する主なご意見

- 資料 1 「小田原市緑の基本計画推進施策の進捗状況」を事務局から説明
- 小田原市緑の基本計画の施策の進捗状況を本審議会で確認することにより、市民も市の取り組み状況を確認することができる。
- 資料が字の羅列でわかりづらい。図面、写真、説明文が一連の情報として見られるように工夫してもらいたい。
→工夫する
- 県の事業が大分あるが、小田原の緑であることから、小田原市緑の基本計画に位置づけを行った。県の事業は、県と市の関連所管を併記してはどうか。
- 花とみどりのまちづくり事業は市でプランターを設置し、前から行なっている。手入れがされておらず、大分見劣りがする。熱海市で同様な事業を行っているので一度視察してはどうか。
- ふるさとみどり基金はどのように活用されているのか。
→現在 100 万円に満たない額の利子収入をまちなか緑化に充当しているが効果が薄い

- ので、ふるさとみどり基金の取崩し等による有効活用と寄付金を増やす検討を進める。
- 今回提供された資料にも専門用語の説明などがあると良い。
→ご指摘のことについて工夫する。

(2) 「わんぱくらんどリニューアル事業について」に対する主な意見

- 資料2「小田原こどもの森公園わんぱくらんどについて」を事務局から説明
- 消費税率の変動は利用料金に反映されるのか。
→反映される。
- 利用料金の金額は議会の議決事項である。本審議会は、利用料金の値上げによる増収分をリニューアル事業に充当するという仕組みについて意見するという理解でいいのか。
→その通りである。
- リニューアル事業の主な内容はなにか。
→日よけ、突然の豪雨の雨宿りのための大型屋根と和式トイレの洋式化等である。
- 指定管理者が行うリニューアル事業について、国庫補助等の活用ができるかもしれない。
→調べてみる。
- 異議は無いようなので、わんぱくらんどリニューアル事業については、事務局案で取り組んでもらう。

(3) 上府中公園運動施設への広告物設置について」に対する主な意見

- 資料3「都市公園内における広告物の表示について」を事務局から説明
- 上府中公園の用途地域は何か。
→市街化調整区域であり用途地域は定めていない。
- 都市公園内の広告物の掲示については、公園機能を阻害しないよう色と形態に気をつければ収入を増やす方法として良いと考える。
- ネーミングライツはやっているのか。
→やっていない。
- 市内の景観計画重点地区は
→小田原城周辺地区、小田原駅周辺地区、国道1号本町・南町地区、小田原大井線沿道地区、穴部国府津線沿道地区である。
- ガラス窓の内側（ショーウィンドウ）の広告は屋外広告物の対象外で規制できないため、景観を阻害する一因となることもある。
- パブリックコメントを募集していることを広報しているのか。行っていることを知らなかった。
→小田原市HP、市の公共施設への配架、広報小田原で広報している。記事のタイトルが都市公園条例の改正になっているため、分かりづらかったかもしれない。

○異議は無いようである。広告物設置については、市の収入増を目指す手法として基本的には良い。都市公園の利用者やスポーツを行う人が不快に思わないよう景観に十分配慮してもらいたい。広告物の掲示者にも理解を求めていくことを願う。基本的には事務局案のとおりで良いとする。

(4) その他

①公開・非公開について

- 小田原市緑の基本計画の施策の進捗状況について（報告）は公開
- わんぱくらんどリニューアル事業について（審議）は、小田原市情報公開条例の第24条第2号の規定により非公開とした。
（議会の議決が得られた後に、会議録を修正し、資料と併せて公開）
- 上府中公園運動施設への広告物設置について（審議）は、小田原市情報公開条例の第24条第2号の規定により非公開とした。
（議会の議決が得られた後に、会議録を修正し、資料と併せて公開）

②小田原市みどりの審議会会議傍聴要領（案）について

- 事務局から説明
→(案)を削除し、本日から施行した。

③「都市公園の再生・活性化」「緑地・広場の創出」「都市農地の保全・活用」について

- 土屋委員から説明
- 農地保全については重要であるが、実情は後継者不足により荒廃農地が増えている。
- 民間団体、福祉団体、NPOを含めて担い手を考えていく必要はある。
- 法改正の内容を踏まえて小田原市緑の基本計画の進捗状況等の検討を行っていく必要がある。

(配布資料)

資料1	「小田原市緑の基本計画推進施策の進捗状況」
資料2	「小田原こどもの森公園わんぱくらんどについて」
資料3	「都市公園における広告物の表示について」
資料4	「設置管理許可制度の概要」
資料5	「小田原市ふるさとみどり基金」
資料6	「都市公園の再生・活性化」
追加資料1	「小田原市みどりの審議会会議傍聴要領（案）」
追加資料2	傍聴要領第6条ただし書に関する基準
追加資料3	わんぱくらんどの利用料金の見直し（案）

以上